

人事給与関係帳票印刷業務委託に係る入札説明書

令和7年3月

大分県総務部電子自治体推進課

人事給与関係帳票印刷業務委託に係る一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年3月21日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

人事給与関係帳票印刷業務委託（詳細は別添仕様書のとおり）

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日とする。

(3) 委託する給与関係帳票の内容

給与等支払明細書、住民税納付書等（詳細は仕様書別紙対象帳票一覧を参照）

(4) 印刷委託帳票予定件数

約94,611件（詳細は仕様書別紙対象帳票一覧を参照）

(5) 納入場所

大分県総務部 デジタル政策課

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムを用いず、紙による入札を行う。

4 入札参加申請の方法

(1) 入札参加申請の方法

別紙1 入札参加申請書に必要書類を添付し、期限内に提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月27日（木）午後5時15分まで

5 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県総務部 電子自治体推進課 システム開発支援班

電話 097-506-2079

F A X 097-506-1845

※令和7年4月1日以降はデジタル政策課に読み替える

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語
日本語
- (2) 通貨
日本国通貨

7 入札参加条件

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者であること。
- (3) プライバシーマークを取得している者であること。
- (4) 令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 5 時 15 分までに上記（3）の証明書の写し及び当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した書類を提出した者。
- (5) この公告の日から下記 12 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (7) 令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 5 時 15 分までに入札参加申請を行い、その後入札参加の承認を受けた者であること。

8 入札参加申請期限

令和 7 年 3 月 27 日（木）午後 5 時 15 分まで

9 入札説明書等に関する質問等

- (1) 質問方法
質問は、人事給与関係帳票印刷業務委託に関する質問書（第 1 号様式）により持参またはメールで行うこととし、メールの場合は必ず電話により受信を確認すること。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを漏れなく

記入すること。

(2) 質問の提出先

上記5に示す担当部局とする。

(3) 質問の受付期間

令和7年3月21日（金）から令和7年3月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、入札参加者に対して質問提出の翌日から起算して3日以内に質問の内容及び回答をメールにて通知する。

10 入札

① 日時 令和7年4月1日（火）午後2時00分

ただし、郵送の場合は、3月28日（金）午後4時00分までに上記5に必着すること。

② 場所 大分県庁舎 本館4階 41会議室

※5分前までに入場すること。

※入札場所には駐車場がないため、公共交通機関または有料駐車場等を利用すること。

11 入札の方法

入札に参加する者は、入札参加資格を持つ者に限る。

(1) 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(2) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ封皮に宛名及び入札件名記入のうえ、10の入札場所に持参すること。ただし、持参できない場合は5に掲げる場所に3月28日（金）午後4時00分までに郵送（書留郵便に限る）すること。

また、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ直接に提出する場合と同様の朱書きをし、外封筒の封皮に「4月1日開封《人事給与関係帳票印刷委託業務》入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札金額は、月額委託料とする。見積にあたっては12箇月の委託料で計算し、月額の委託料を算定すること。

(4) 落札決定に当たっては、記入した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に少数第3位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分を二本線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書は使用しないこと。

(6) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

12 開札の方法

開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会いのもと行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせこれを行う。

(1) 開札場所

〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号
大分県庁舎 本館4階 41会議室

(2) 開札日時

令和7年4月1日(火) 午後2時00分

(3) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。なお、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

14 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

15 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき若しくは再度入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

16 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変により入札執行が困難な時には入札を延期または中止することができるものとする。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期又は中止することができるものとする。